



排水設備工事のお申し込みから完成まで

排水設備工事は、松茂町登録の**松茂町下水道排水設備指定工事店**で！

松茂町では、排水設備工事が適正に行われるよう指定工事店制度を設けています。排水設備の設置工事は、必ず**松茂町登録の指定工事店へ直接お申し込みください**。
(指定工事店については、下水道課窓口の指定工事店一覧表をご覧ください。)



①排水設備工事の依頼・契約

排水設備設置者は、指定工事店を決め、調査・設計・見積を依頼します。工事の方法、費用など十分に打合せを行ってから指定工事店と契約してください。

②排水設備工事の確認申請

指定工事店は、工事着手の14日前までに「**排水設備等計画確認申請書**」を作成し町に提出します。この申請書には排水設備設置者の署名と押印が必要です。

③申請書審査・確認

町で申請書の内容が適正かどうか審査し、審査後に「**排水設備等工事確認書**」を交付します。

④排水設備工事着工

指定工事店が排水設備工事に取りかかります。

⑤排水設備工事完了

指定工事店は、排水設備工事が完了した日から5日以内に、「**排水設備等工事完了兼使用開始届**」を町に提出します。この届けには、排水設備設置者の署名と押印が必要です。

⑥町の検査
(検査済証の交付)

町が完了検査を行います。検査に合格すると、排水設備設置者に検査済証を交付します。

使用開始可能